

令和6年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年3月22日（金曜日）
開会 午後1時00分
閉会 午後2時45分
- 2 場 所 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理人 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
- 4 出席職員 教育総務部長 小田川史明
教育総務部次長 谷川義哉
学校教育部長 瀧澤誠
学校教育部次長 黒田正司
学校教育部副参事 兼 学務課長 田中栄次郎
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 永澤誠
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課主幹 杉木直也
教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主任 加藤佑基
教育総務課主事 杉原夏奈
- 5 傍聴人 5人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

- 議案第13号 上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第14号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定について
- 議案第15号 上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第16号 上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第18号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第20号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
- 議案第21号 上尾市学校運営協議会委員の任命について
- 議案第22号 令和6年度上尾市教育行政重点施策の策定について
- 議案第23号 上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について
- 議案第24号 上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について

日程第5 報告事項

- 報告事項1 上尾市図書館本館更新方針（案）について
- 報告事項2 令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について
- 報告事項3 令和5年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について
- 報告事項4 令和6年2月 いじめに関する状況について
- 報告事項5 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- 報告事項6 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 議案の審議

- 議案第25号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年度当初人事異動について

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和6年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 5人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴にあたっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき会議の進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認

(西倉剛 教育長) 「日程第2 第1回臨時会及び2月定例会会議録の承認」についてでございます。当該会議録につきましては、すでにお配りして、確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(谷島大 委員) 2月定例会会議録の、協議事項1 令和6年度上尾市教育行政重点施策(案)のなかで、「児童生徒安全推進事業」に関する私の質問とそれに伴う学校保健課長の説明の部分については、昨年度の定例会の中ですでに訂正が行われている内容でしたので、取り消したいと思います。よろしくをお願いします。

(西倉剛 教育長) その他に、修正等はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(西倉剛 教育長) それでは、ただいまいただきました内容を修正したうえで、承認することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、第1回臨時会会議録につきましては大塚委員に、2月定例会会議録につきましては内田委員に、それぞれご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第3 会議録署名委員の指名」を行います。本定例会の会議録署名委員は、小池委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(小池智司 委員) はい。

日程第4 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は13件でございますが、「議案第25号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年度当初人事異動について」につきましては、人事管理に係る案件でございますので、会議を公開しないこととし、関係職員のみ出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、会議を公開して行う議案第13号から議案第24号までの審議を行い、報告事項、今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、関係職員のみ出席によって議案第25号の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いたします。

また、お諮りいたします。「議案第16号 上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第17号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきましては、ともに関連がありますので、一括して審議したいと存じます。また、「議案第19号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」及び「議案第20号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」につきましても、ともに関連がありますので、一括して審議したいと存じますが、これらにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

それでは、「議案第13号 上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第13号につきましては、永澤スポーツ振興課長がご説明申し上げます。

(永澤誠 スポーツ振興課長) 「議案第13号 上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。議案書の1ページから5ページでございます。令和6年1月の上尾市教育委員会第1回臨時会でご審議いただきました、上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について、上尾市議会3月定例会の議決をいただきましたので、条例改正に伴う関係する教育委員会規則を整備するものでございます。

改めて条例改正の内容でございますが、2点の改正でございます。1点目でございますが、市民体育館庭球場の利用時間につきましては、これまで午後7時までとしていたところですが、指定管理者より申し出があり、夜間照明設備の整備を行い、利用時間を午後9時まで延長したところがございます。

次に2点目でございますが、平塚サッカー場の利用時間につきましては、これまで午前8時からと

していたところですが、早朝の利用区分を設け、午前6時から貸出しを行うと改正を行ったものでございます。以上2点が条例改正の内容でございます。

続きまして、今回の教育委員会規則の改正内容についてご説明申し上げます。内容の1点目につきましては、市民体育館庭球場の夜間照明設備の利用料金を1時間当たり200円と定めるものでございます。1時間当たり200円とした根拠でございますが、夜間照明設備の工事代金及び年間の電気料金並びに夜間照明灯の維持管理にかかる費用を、耐用年数や年間の利用回数等を考慮して算出したものでございます。算出結果を近隣市も含めた同様の施設の利用料金と比較いたしました。妥当な料金であると考えております。

次に2点目の平塚サッカー場の早朝貸出しを行う期間でございますが、条例上は、教育委員会規則で定める期間は貸出しを行わないという規定になっておりますので、10月1日から翌年の4月30日までは貸出しを行わず、逆説的に、5月1日から9月30日の期間だけ貸出しを行うと規定するものでございます。5月1日から9月30日の期間だけ貸出しを行うとした理由でございますが、平塚サッカー場近隣の住環境等に配慮し、夜間照明設備を使用しないで貸出しを行うことができる期間のみ貸出しを行うとしたものでございます。平塚サッカー場管理規則の改正につきましては、第1号様式として利用許可申請書、第6号様式として利用料金減額・免除申請書の様式につきましても、早朝の区分を追加する改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第13号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第13号 上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第14号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第14号につきましては、佐藤学校保健課長がご説明申し上げます。

(佐藤光敏 学校保健課長) 「議案第14号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定について」説明いたします。議案書の6ページから54ページまでをお願いします。はじめに、提案理由から申し上げます。議案書の54ページにあります提案理由を御覧ください。上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に伴い、学校医等に対する公務災害補償の実施に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。次に、改正内容でございますが、今回の規則改正は、先の学校医等に関する公務災害補償に関する条例の全部改正により、これまで条例により教育委員会規則で定めていた細目について、政令によることとするよう見直しを行ないました。それに伴い規則も全部改正となっております。新旧対照表などの資料はございませんが、必要な手続きについて定めるものでございます。施行期日は、議案書の11ページの附則にあるとおり、令和6年4月1日からとなります。説明

は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第14号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第14号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第15号 上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第15号につきましては、佐藤学校保健課長がご説明申し上げます。

(佐藤光敏 学校保健課長) 「議案第15号 上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。議案書の55ページから57ページまでをお願いします。はじめに、提案理由から申し上げます。57ページにあります提案理由を御覧ください。上尾市の設置する学校において、学校給食法第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいので、提案するものでございます。次に、改正内容でございますが、今回の改正の要旨の1つ目は、令和6年4月から令和7年3月までの児童生徒の保護者を除いた学校給食費負担者から徴収する額を臨時的にそれぞれ引き上げるもので、附則第5項と第6項を修正するものです。今回、引き上げます給食費の額につきましては、議案資料の6ページの新旧対照表を御覧ください。今回の改正の主な対象者は、小・中学校ともに教職員等となります。小学校は、月額4,800円を4,900円に、9月分は8月分を含み5,700円を6,000円といたします。

中学校は、月額5,710円を5,700円に、9月分は8月分を含み7,110円を7,300円に、日割りによって計算する場合の給食費について、中学校は350円を360円にいたします。

なお、児童生徒の給食費については、引き続き物価上昇の中においても保護者の負担増を招かずに、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供できるよう、物価高騰分を市が助成する当初予算が、令和6年3月定例市議会で承認されております。

今回の改正要旨の2つ目は、議案資料の7ページと8ページをお願いいたします。第1号様式 上尾市学校給食停止（再開）届の変更でございます。様式内の中・下段にあります停止又は再開する日の欄の日付を、いつからいつまでと記載できるよう軽微な変更を行うものでございます。

議案書の57ページの附則へお戻りください。施行期日ですが、令和6年4月1日から施行するものです。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第15号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(内田みどり 委員) 議案資料6ページの新旧対照表で、下線部を直すということですが、改正案の中段で4,300円から4,900円になるということだと思いますが、改正案のままでは600円

上がったという形になってしまうので、4,300円のところも訂正するべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

(佐藤光敏 学校保健課長) この規則では、本則の部分には本来の給食費である児童生徒の分として保護者にご負担いただく給食費が記載されております。児童生徒分の給食費は昨年から国からの補助金を受けまして物価高騰分などを補助することとなり、先生方の分と児童生徒の分の給食費が違うということになりました。そこで、今回改正する附則を昨年改正して加え、例えば小学校では本来であれば4,300円と書かれているところを、附則の中で先生方の分は4,800円とするというような規定を追加しておりました。今年は、児童生徒分の物価高騰分については市から補助するということになりましたので、引き続きその附則をそのまま生かし、期間を令和6年4月から令和7年3月までの1年間とすることを定めたうえで、金額を4,300円であるものを4,900円にすることを記載しておりまして、今回改める提案では4,800円から4,900円とする部分を改正する必要になったということでございます。

(内田みどり 委員) 解釈的には、本来の金額は変わっておらず、物価がもし今まで通りに戻るのであれば、給食費も戻る可能性もあるという前提であるということですね。

(佐藤光敏 学校保健課長) おっしゃる通りです。小学校の給食費の金額としては本則の4,300円が基準額となっておりますが、物価高騰などの影響分を児童生徒の分については補助しておりますので、その本則の金額としていますが、先生方についてはその影響分の補助がございませんので、附則でその金額を上げ下げしております。物価などが落ち着いてきました折には、先生方も4,300円に戻していきたいというように考えているような状況です。

(矢野誠二 委員) 物価高騰による金額の変更は理解できますが、新旧対照表の下から5行目に、5,710円を5,700円とされており、この部分だけ減額されていることがわかりにくいので、その理由について伺います。

もう1点は確認ですが、給食の停止や再開の届出の様式を変更する点ですが、この改正は保護者が提出する書類として一度で済むようにという保護者のメリットを考えて様式変更を提案されているのかということと、停止や再開は様々な事情がありますので、予定通りにいかず延長となり再開日も変わるような場合には、新たに再提出を求めていくということによいのか伺います。

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) まず給食費の金額の部分については年額で考えており、年額では教職員は、今年度の金額が62,170円のところ、来年度は64,300円という金額で計算しております。この100円単位にするということで、下がっている部分も上がっている部分がありますが、年額にすると上がっているということになります。

(佐藤光敏 学校保健課長) 続いて2点目の給食の届出様式の件につきまして、矢野委員がおっしゃるとおり、現行の様式ではいつから停止や再開するののかのみを書くこととなっておりますので、それがいつまで続くのかがわからない状況です。再開の場合にはいつから再開するかの記入だけでよいのですが、停止する場合にはいつまで停止するのか、特に年度をまたいでも停止するのかというようなことを把握する必要がございますので、年度ごとに状況を確認したいという学校からの声もあり、いつから始まり、いつまでに終わるのかというようなことをはっきりさせていただくということです。年度

途中の日を終了日に指定されていた方や、3月末までというように指定されていた方につきましても、次年度からはその終了日から継続されるのであれば、再度提出していただくことを考えております。また、これらが保護者とのコミュニケーションを取るという観点もありますし、長期に渡って給食を停止されている場合は返金するというような対応もございまして、いつまでそれを対応しなければならぬのかということさらにはっきりさせるという意味合いがございまして、このような変更とさせていただきます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第15号 上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第16号 上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第17号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第16号及び議案第17号につきましては、池田教育総務課長がご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 議案書58ページから60ページにかけての議案第16号の規則改正と、続く61、62ページの議案第17号の訓令の改正について、一括して説明いたします。

まず、62ページの下段をご覧いただきたいと存じます。今回、一部改正を必要とする提案理由でございしますが、教育委員会事務局における課内推進室の設置に伴い、所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。詳細の説明については、議案資料を用いてご説明いたしますので、議案資料のご用意をお願いいたします。9ページをお願いいたします。先程、課内推進室の設置に伴う例規改正とのお話をいたしました。具体的には、効果的な職員配置及び事務の効率化を図るために、9ページ上段の改正要旨の1にも記載がありますが、教育総務部教育総務課の課内推進室として新しい学校づくり推進室を設けることから、教育委員会規則及び教育委員会訓令について所要の改正を行うものでございます。1つ目の議案の議案第16号の改正内容としては、改正要旨の2として記載しているとおり、課内推進室に置く職及びその職務を定めるものとして、その下段に続く網掛け部分について改正を行います。まず大きな括りとして新しい学校づくり推進室に係る分掌事務を定め、1つ目に学校施設更新計画に関すること、2つ目に学校の施設の新築、増築及び改築並びに大規模改造工事に関すること、3つ目に学校再編検討協議会に関することを分掌事務として規定するほか、続く10ページ、11ページにあるとおり、課内推進室に置く職として、推進室長のほか、主幹、副主幹、主査を配置すること、及びその職務について、新たに規定を加えることとしております。議案第16号の教育委員会規則の一部改正の説明は、以上でございます。

1ページお進みいただきたいと存じます。議案資料の12ページ、13ページは訓令の改正についてでございます。議案第17号の訓令の一部改正は、改正要旨にあるとおり、課内推進室の設置に伴い、推進室の職員に係る専決事項等を定めるものでございます。新たに規定する推進室長の専決事項

としては、他の組織の長と同様の専決事項を規定するものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第16号及び議案第17号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 今回、新しい学校づくり推進室を設けるということですが、これは今の職員数に増員をして推進室を設けるということになるのか伺います。

(池田直隆 教育総務課長) 今回の規則改正はあくまで組織論の規定となりますので、職員数に関しましては別の管理となり、人事異動の結果でご報告するような形になると思います。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第16号 上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第17号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第18号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第18号につきましては、角田生涯学習課長がご説明申し上げます。

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第18号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明いたします。議案書63ページをお願いします。上尾市文化財保護審議会委員の任期が今年3月31日で満了することから、上尾市文化財保護条例第27条第1項の規定により委嘱したいので提案するものでございます。上尾市文化財保護審議会は上尾市文化財保護条例第24条の規定により設置しているもので、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及び指定の解除、市無形民俗文化財の保持団体等の認定及び認定の解除、その他文化財の保存及び活用に関して必要と認める事項について審議するものでございます。新たな任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。なお、委員8名のうち、再任は6名、新任は2名でございます。新任の後藤知美氏は、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所の研究員で、専門は民俗でございます。国の重要文化財指定に向けて「上尾の摘田・畑作用具」の調査・整理作業を行った際にその作業に携わっていただいた方でございます。同じく新任の村田章人氏は、元埼玉県立歴史と民俗の博物館館長で、専門は考古でございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第18号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第18号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第19号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」及び「議案第20号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第19号及び議案第20号につきましては、武田指導課長がご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 「議案第19号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」及び「議案第20号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」関連がございますので一括でご説明いたします。議案書64ページをお願いします。議案第19号について、提案理由といたしましては、上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第5条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間でございます。

続いて、議案書66ページをお願いします。議案第20号について、提案理由といたしましては、上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱を行うため、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第13条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。なお、選出区分の1号委員の弁護士については、現在、埼玉県弁護士会に推薦依頼中でございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第19号及び議案第20号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第19号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第20号 上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第21号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第21号につきましては、武田指導課長がご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 「議案第21号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」説明いたします。議案書67ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、各上尾市立小・中学校に設置されている上尾市学校運営協議会委員の任期が令和6年3月31日で満了することに伴い、上尾市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。各校の委員の案は、68ページから78ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第21号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第21号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第22号 令和6年度上尾市教育行政重点施策の策定について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第22号につきましては、池田教育総務課長がご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 「議案第22号 令和6年度上尾市教育行政重点施策の策定について」説明いたします。議案書79ページをお願いいたします。最初に提案理由でございますが、「夢を育み未来を創る 上尾の教育」の実現に向けて、第3期上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、令和6年度上尾市教育行政重点施策を定めたいので、この案を提出するものでございます。2月の定例会におきまして、協議事項として提出し、前回は、各担当課から一通りのご説明をさせていただき、委員の皆様から、ご意見、ご質問を頂戴いたしました案件でございます。今回は最終のご審議をいただくものでございます。別冊として、添付させていただいております、重点施策をご用意いただきたいと思います。2ページには、主要事業の一覧を整理しておりますが、提案いたしました重点施策は、教育振興基本計画で掲げた10の目標と、合計31の施策毎に、課題解決に向けた取組内容や事業を掲載しております。掲載した全ての事業は大切なものでありますが、特に重点を置く事業について、星印のマークを付けて重点事業として特出しをして、施策や各目標について最大限の効果をもたらすべく、事業を実施し、もって、教育振興基本計画の適切な推進を進めるものでございます。前回会議の協議におきまして、委員の皆様からは、指導法改善事業に関してデジタル採点システムの有効活用をはじめ、ICT端末の整備と学習活動へ活用、家庭・地域の教育力の向上、不登校やいじめ対策に対する早期発見と組織力強化のご意見や、学校施設更新計画や水泳授業のスィミングスクールの活用についての取組に対して、しっかりと進めてもらいたいというご要望を伺ったところでございます。

まもなく令和6年度がスタートいたします。本市の教育に関わる事務局の職員及び教育現場の教職員が一丸となって、子供たちの夢を育み、未来を創るという矜持と気概をもって、職務に取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様におかれましても、事業の実施や遂行に当たりまして、随時、ご意見ご指導いただければ幸いです。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第22号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第22号 令和6年度上尾市教育行政重点施策の策定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第23号 上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第23号につきましては、池田教育総務課長がご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 「議案第23号 上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について」説明いたします。議案書の80ページをご覧くださいと存じます。最初に提案理由でございますが、上尾市学校施設更新計画基本計画に基づき、新しい時代の学びにふさわしい学校を目指し、計画的に学校施設の更新を推進するため、上尾市学校施設更新計画実施計画を策定したいので、この案を提出するものでございます。本件については、2月の定例会においてご協議いただいた事案で、本日は、最終案について、ご審査、ご決定をお願いするものでございます。まず、先月の協議の段階から修正を加えている部分について、ご説明させていただきます。添付して配付しております実施計画をご覧くださいと存じます。4ページをお願いします。2月定例会において、谷島委員から、水泳授業の方針を4ページの1)に記載したことに関連して、施設更新の際の給食提供の対応の記載についてのご意見を頂戴しました。学校給食については、基本計画では、方向性3の中で、安全安心で安定した給食を提供し続けることを念頭に、経費削減や環境改善に取り組んでいくことを記載するとともに、本実施計画の策定に並行して、上尾市学校給食施設基本計画の策定に向けて現在準備を進めているところでございまして、大きな視点での方向性は学校給食施設基本計画で定めることとなりますが、本実施計画においても学校給食の考え方にも触れるべきと判断をいたしまして、1)の上から3つめの○部分の記載として、給食施設の更新については、学校給食の提供を止めることのないよう、効率的で最適な更新方法等を検討することを追記したところでございます。また、併せて谷島委員から、新耐震基準の校舎の改修工事の実施時期の表記について、ご意見をいただいたところでございます。このご意見を受けまして、5ページの記載になりますが、下段から2つ目の○になりますが、大規模改造工事を検討し、概ね40年を目途に実施計画に基づき、必要な工事を実施する旨の記載を追記いたしました。また、大塚委員からは、第2期以降の事業計画を検討する学校に係る表記で最後の15ページの一覧表の記載について、ご意見を頂戴したところでございます。15ページをご覧くださいと存じますが、例えば、西小学校などは、第2期の初年度である令和11年度を目途に事業計画を予定しているため、第1期における期中の取組概要は保全となっておりますが、次の第2期で初めて更新に変更となります。第2期計画で突然、アクションプランに事業計画の矢羽根が引かれ

てくるようなイメージとなりますが、実際には、令和10年度から第2期の実施計画の策定に着手し、10年度中には各学校の予定が固まってくるので、その内容については校長や学校関係者等に対して、あらかじめその予定を、別途、周知を図ることについて、検討させて頂きたいと存じます。以上が前回の協議の時点からの変更点となります。

最後に、今回の実施計画策定後のスケジュールでございます。令和6年度予算としては、上平中学校の全体設計及び体育館の実施設計、及び太平中学校と隣接する平方東小学校の全体設計と太平中学校体育館の実施設計に係る予算を計上しており、6年度においては、当該小・中学校の全体設計に当たるとともに、平方北小学校において、学校規模の適正化を図る方策を検討するために、学校再編検討協議会の設置及び協議を開始してまいります。また、6年度以降の予定といたしましては、7ページ以降の各校のアクションプランにも掲載しているとおりとなりますが、7年度は、西中学校の全体設計を、8年度は、大石北小学校西校舎、大石中学校北校舎及び大谷中学校管理校舎棟の改修設計を行うほか、大石南中学校に係る学校再編協議を開始する予定でございます。また、ただいま申し上げた設計業務のほか、令和4年度、5年度にも実施した躯体健全性調査を6年度以降も実施する予定でございます。当該健全性調査は、直近5年間以内に躯体の構造的耐用年数が到来する建築物について、施設の延命利用や建物更新の検討を行うため、コンクリート躯体の中性化、鉄筋のかぶり厚さや発錆状況等を調査するもので、6年度は4校5棟での実施を予定しているものでございます。骨子案のご報告から約半年の期間をかけて議論いただき、修正を重ね、今回、議案として提出をさせていただいた次第でございます。今回は修正点を中心に今後の予定を含めてご説明させていただきました次第でございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第23号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(内田みどり 委員) 建替えに向けて進めていかなければいけないところや、再編等の検討をしていかなければいけないということで、一歩ずつ進めていかなければいけないと思います。そこで、地域の方が心配される部分もあると思いますので、そのような形がある程度決まったところで公表していかなければいけないと思いますが、その手順の部分で決まっていることがあれば伺います。

(池田直隆 教育総務課長) 再編や学校の建替えにあたりましては、様々な周知方法があると思いますが、まず学校運営協議会という組織もありますし、自治会連合会という組織もございますので、そのような組織を経由しまして様々な情報を出していきたいと思っております。タイミングとしてなかなか話しにくい部分も当然出てきますので、その個々の状況によると思いますが、早い段階で情報を出しながら様々な御意見を聴取して、それを反映させていきたいというように考えております。

(内田みどり 委員) その役員の方だけに話をしても、そこから住民にどれだけ広がっていくのか、また理解してもらえるのかということが心配としてありますので、そのようなところも検討していただければと思います。

(大塚崇行 教育長職務代理者) この実施計画が決まりますと、来年度からの5年間の方向性が決まっていくということになります。まずは全体の取組というところでは、平方北小学校再編検討協議会が組織され、具体的な協議が進められるということでもあります。しっかりと地域の声を聞いていただいて、大局から小局というところで、公平な判断のもとに議論を進めていっていただきたいと思っております。

ります。

また、説明の中でも様々な学校の名前が出てきましたが、並行して全体の取組として令和6年度から事業計画の策定に取りかかるのが、平方東小、太平中、上平中、西中の4校ということで大変な作業にはなるとは思いますが、ぜひこちらの方を上尾の未来の子供たちのためにということで問題を先送りすることなく、しっかりと決めるべきところで決めて、覚悟を持って進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第23号 上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案第24号 上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 議案第24号につきましては、角田生涯学習課長がご説明申し上げます。

(角田広高 生涯学習課長) 「議案第24号 上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について」説明いたします。議案書81ページをお願いします。上尾市人権教育推進協議会からの答申及び市民コメントの結果を踏まえ、上尾市人権教育推進プランを改定したいので提案するものでございます。プランにつきましては別冊の議案資料のとおりでございますが、2月の定例教育委員会での協議後、内容に変更はございません。ただ、改めて文章をチェックして、例えば西暦のままになっていたところを元号にしたり、アルファベットについて半角になっていたものを全角にしたりという修正を行い、表現の統一を図っております。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第24号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(内田みどり 委員) 心配している点を意見として申し上げます。別冊8ページのイの部分に家庭教育の充実とありますが、この人権問題について、家庭教育はすごく難しいように感じており、保護者がどのように子供を指導していくのか、また家庭内でこの人権問題をどのように教えていくのかなどは難しい部分であると感じているところでございます。このことについて、どのように上尾市教育委員会として考えていくのかということも、一つのテーマとして考えていただければというところが意見としてございます。学校教育としては道徳などの様々な形で子供たちに教えていくことはございますが、保護者が子供に差別的なことをどのように説明できるのかということが一番ネックになってくる部分ではないかという気がしておりますので、そのようなところもテーマとして何かの機会に取り上げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決をいたします。「議案第24号 上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について」原案の通り可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 報告事項」です。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 報告事項1につきましては山内図書館長よりご説明申し上げます。

○報告事項1 上尾市図書館本館更新方針(案)について

(山内正博 図書館長) 「報告事項1 上尾市図書館本館更新方針(案)について」説明いたします。報告事項の1ページ及び報告事項の別冊をお願いいたします。この方針(案)は、方針の策定作業におきまして、庁内検討や市民意見の聴取、図書館協議会の審議などを踏まえた、原案に当たるものでございます。この案をもって、来年度早い段階で、市民コメント制度による意見募集を行いたいと考えております。実施前に内容の微調整もあり得ますが、大枠に変更は無いものと考えておりますので、ご理解のほど宜しくをお願いいたします。なお、意見募集後のスケジュールにつきましては、最終案を取りまとめ、教育委員会にてご審議いただいた後、令和6年度上半期中の策定完了を見込んでおります。

方針の概要ですが、表紙をめくっていただき、目次をお願いいたします。構成としましては、第2章までが方針の趣旨や現状と課題、市民意見の分析など方針の判断材料について、第3章が更新手法の抽出と選択について、第4章が更新の基本的な方向性について、まとめております。

13ページをお願いいたします。下段の表は、市が実現見込みから検討の候補とした、リノベーション、民間テナント利用、現地建替の3つの更新モデルの整理でございます。14ページをお願いいたします。上段の表は、この3モデルについて、実施の確実性を比較検証したもので、結果として、リノベーションに優位性があるとの判断に至っております。17ページをお願いいたします。前章までの整理を踏まえ、基本方針は上段枠内のおり、更新手法は、現本館リノベーションとすること、工事期間中は、図書館運営の継続を前提として、対応策を検討すること、整備内容の詳細等は、今後作成する実施計画で具体化を図ることなどを主な内容としております。なお、検討すべき工事期間中の対策案につきましては、15、16ページで整理しております。報告事項1の説明は以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告事項2から4までにつきましては武田指導課長より、報告事項5につきましては武田教育センター所長より、報告事項6につきましては佐藤学校保健課長より、ご説明申し上げます。

○報告事項2 令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について

(武田直美 指導課長) 「報告事項2 令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜結果について」説明いたします。報告事項の3ページをお願いいたします。各中学校の3年在籍数、受検者数、受検率、

合格者数、合格率をまとめたものでございます。全体といたしまして、中学3年在籍生徒数1,847人のうち、68.7%にあたる1,269人が、県公立高等学校を受検いたしました。受検結果でございますが、合格率は89.9%にあたる1,141名が合格いたしました。昨年度と比較しますと、受検者数の割合は昨年度より2.6ポイント減で、合格率は昨年と同様となっております。報告事項2の説明は以上でございます。

○報告事項3 令和5年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について

（武田直美 指導課長）「報告事項3 令和5年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について」説明いたします。報告事項の5ページは小学校全体、6ページは各学校別の状況をまとめたものでございます。小学校卒業児童数1,833名のうち、93.34パーセントの児童が上尾市の公立中学校に進学でございます。また、私立中学校への進学予定者は4.30パーセントで、昨年度から0.60ポイント増となっております。次に、中学校卒業者の進路状況につきまして、7ページは中学校全体、8ページは、各学校別の状況をまとめたものでございます。中学校卒業生徒数1,847名のうち、公立・私立の高等学校・特別支援学校、その他高等専門学校、専修学校への進学生徒数は、合計1,831名で、全卒業生の99.13%にあたり、昨年度より0.33ポイント増となっております。その他につきましては、進学や就職を希望していますが、3月15日現在で未定或いは家事手伝い等の生徒でございます。報告事項3の説明は以上でございます。

○報告事項4 令和6年2月 いじめに関する状況について

（武田直美 指導課長）「報告事項4 令和6年2月 いじめに関する状況について」でございます。10ページが小学校、11ページが中学校の状況となっております。2月のいじめの認知件数は、小学校98件、中学校13件でございます。解消につきましては、小学校90件、中学校32件、解消に向けて取組中となっているものが、今回の新規を合わせて小学校612件、中学校122件となっております。報告事項4の説明は以上でございます。

○報告事項5 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

（武田直美 教育センター所長）「報告事項5 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」でございます。令和5年度上尾市不登校対策推進委員会において検討いたしました「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」を2月に策定しましたので、ご報告いたします。別冊の資料をご覧ください。ページを1枚めくっていただきまして、はじめには、本ガイドラインを策定するに至った経緯が記載されております。2ページには、本ガイドラインに係る基本的事項として、1 基本的な考え方、2 対象となる児童生徒、3 指導要録等における記載について記載しております。

3ページ、4ページは、民間施設についてのガイドラインとなります。ここには、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものとなります。決して、個々の民間施設について、その適否を評価するという趣旨のものではないということを申し添えさせていただきます。内容につきましては、1 実施主体については、法人、個人は問わず、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。なお、1年を通した活動実績があることなどを明記しております。2 事業運営の在り方と透明性の確保については、（1）に本事業の主たる目的等が明

記されております。3 相談・指導の在り方についての（１）から（５）には、児童生徒への安全への配慮や人権尊重について、また、当該児童生徒のタイプや状況の把握を行い、適切な内容の相談や指導が行われていることなどについて明記しております。4 相談・指導スタッフについては、（２）には、専門的なカウンセリング等の方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていることなどが記載されています。5 施設、設備についての（１）には、各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していることなどを記載しております。6 学校、教育委員会と施設との関係については、プライバシーの配慮について、学校、教育委員会、施設が必要な情報等を書面等で月１回程度定期的に交換し、十分な連携・協力関係が保たれていることなどが明記されております。7 家庭との連携については、施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていることなどが明記されています。

５ページにつきましては、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、６ページにつきましては、不登校児童生徒が自宅等においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、それぞれ１出席扱い等の要件と２留意事項について記載しております。内容については、公的機関・民間施設の場合と同様ですが、こちらは児童生徒が家庭にひきこもりがちであることが考えられるため、より学校と家庭の距離が生まれやすくなる可能性があります。そのため、学校と家庭の対面指導を重視し、様式例を活用した定期的なやりとりが継続されるようにしております。今後は、市内小・中学校に本ガイドラインの周知を行い、運用していく中で課題も出てくるものと思います。学校・家庭の双方にとってよりよい形を目指し、必要に応じて見直しを図ってまいります。説明は以上でございます。

○報告事項６ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

（佐藤光敏 学校保健課長）「報告事項６ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」でございます。１３ページをお願いいたします。学校保健安全法第２３条第３項の規定に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱いたしますので報告をいたします。任期につきましては令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとなっております。学校医等の一覧につきましては、お手数ですが、１４ページをご確認ください。説明は以上でございます。

（瀧澤誠 学校教育部長）報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

（西倉剛 教育長）ありがとうございました。各報告事項について説明をいただきました。委員の皆様の方で質疑、意見等がありましたらお願いいたします。

（谷島大 委員）１点目は、報告事項１の上尾市図書館本館更新方針（案）について、この方針の中ではリノベ型を基本とするものとなっております。その上で、現在の本館の建物について、１９８１年６月に開館したと書いてありますので、１９８１年から新耐震基準が適用になりましたので、おそらく旧耐震基準で本館が建てられていると思います。その上で過去の投資状況などを見ますと、耐震補強などがあまり書かれていませんでしたので、実際にはどのようなになっているのかが気になりました。その件についてまず伺います。

（山内正博 図書館長）本館の建物は旧耐震基準で建てられていますが、平成２７年に行った耐震診断

では、耐震性に問題がないという結果が出ております。この耐震性が十分に担保されているところを考慮して、この方針を作成しております。

(谷島大 委員) その上で、検討モデルの抽出の現本館リノベーション型とした場合に、30年間の長寿命化が見込まれるとありますが、この建物の構造的なもとの耐用年数がどれぐらいの想定でされているのか、またそこから30年の長寿命化なのかなどについてが分かりにくかったので、その部分についても伺います。

(山内正博 図書館長) 本館は1981年の建築物ですので、目標耐用年数は2041年までの60年間となり、あと15年から20年間となります。また、長寿命化につきましては、現時点から30年間のものとなります。

(谷島大 委員) 13ページの第3章手法の検証の中の検討モデルの抽出として、現本館リノベーション型、民間施設テナント型、現所在地建替型と比較されていて、ライフサイクルコストが30年と計算されているので、今のように、例えば今から30年ぐらいの想定というように読めるなと思いました。そうすると、30年であればライフサイクルコストも抑えられますが、35年にしてしまうと次の建替が入ってきてしまうので、そのように考えると、リノベ方がよいということを強く感じられないところがあったので、それについての説明がさらにあるとよいなということを感じました。

もう1点は、報告事項5の不登校児童生徒の出欠の取扱いのガイドラインについて、現在の不登校の児童生徒が増えている状況ですので、様々な形で取り組む機会を確保するという意味で、このようなガイドラインが定められることは重要であると感じます。その上で、このガイドラインを定める前の例えば今年度の状況として、学校以外の民間施設などを利用した場合に出席扱いを受けている事例があるのかという現状や、このガイドラインを活用することにより、現在相談・指導を受けている児童生徒が出席扱いになる事例はどれ程度あると推測しているのかについて伺います。

(武田直美 教育センター所長) 現在、公的機関である教育センターが関わっている人数は、小学生が41人、中学生が75人です。また、民間施設に通所した小学生が10人、中学生が22人と把握しております。そして、今年度までの出欠の扱いについては、校長の裁量でほとんどが出席扱いとなっております。しかし、その目安となるようなものが今までありませんでしたので、今回このガイドラインを策定いたしました。今後ガイドラインを運用していく中で、最後のページにある様式を活用し、子供たちが実際に学習したことや体験したことについて把握し、通知表などにも反映させることができるようにしていきたいと考えています。

(矢野誠二 委員) 私も報告事項5について、先ほど説明もありましたが、この資料自体が明確化されてきていると思います。ただ、この文言通りに要件を満たせるかどうかという点と難しいであろうという気もしていますが、出席扱いにするということですので、あまり安易にするのではなく、このような厳格化が私は大事であると思っていますのでよいと思います。はっきりしないまま、これまできたところもあったと思いますが、それでは6ページの中段の留意事項に書いてあるように、不登校の長期化を助長するようなことにもなりかねないという意味で、そのような目安として良い資料であるというように私は評価しています。

ここからは要望になりますが、公的機関であれば比較的連携や協力がしやすくても、民間施設に関しては、各々が一律ではなく、方針も違えば、活動内容も違っているわけです。そこで例えば5ペー

ジの記載でぱっと目につくのは、「校長は」や「校長が」という表現が多く出てきています。そのような把握や連携、相談について、「校長は」、「校長が」となっていることが気になります。もちろん在校している児童生徒を監督し、指導する側の学校の長であるので、そのような責任があるのはわかりますが、民間施設への調査や、連携、協力を、学校外の方と接触するのは難しいところもあるし、把握しにくいところもありますので、教育委員会として、学校への積極的な助言や支援が必要なのではないかと思えます。先程の部分の文言での印象としては、学校がやりなさいというような一方的に受け止められる文言でもあるので、教育委員会事務局でも、学校に多くの支援をしていかないと、この不登校対策の課題は簡単には解決しないと思えます。児童生徒数が減っている中で、不登校児童生徒数は増えているという割合的なものから考えて、上尾市だけでなく全国的なものですので、上尾市の校長を含めた先生方が各学校の不登校児童生徒数を減らしていけるようなアドバイスをお願いしたいということが要望です。

(内田みどり 委員) 1点目は意見としてですが、報告事項1の上尾市図書館本館更新方針(案)について、いずれにしても図書館をどうにかしなくてはいけないということが基本にあると思えます。その中で、建替えにするのか、リノベーションにするのか、他の施設を使うのかという問題が出てくると思いますが、建替えするにしても、リノベーションにするにしても、その場所の建ぺい率などにより形や大きさは、現状から大きく変えられないと思えます。施設に何を入れるのかということを考えていく際に、大きさが決まっている以上はそんなにいろいろなことをできないのであろうということがこの方針(案)を読んで感じたところです。そこで図書館本館に私が一番何を求めるのかを考えると、それは図書館の本の多さであり、調べ物をする際には本館に行けば何でもあるというところで、本の多さが重要であると感じているところです。ただ、本を多くすれば、今度はそれ以外の学習スペースなど要望されているスペースがとれるのかということになり、実際には本を多くすればスペース的には限られてくるという現状があると思いました。そのように考え、また分館が市内にあり、これから高齢化していく中で本館までは行けないという方もいることを考えますと、この分館を充実させて、分館があつての本館があるというように感じています。本館の全てを完璧なものにさせるということよりは、上尾市全体で考えて、分館と本館とで完璧な図書館運営になっていくような形をとっていかないとなかなか難しいかなと思えます。これは意見として申し上げますけれど、分館に学習スペースやその他の付属機能がついて、最終的に本館で調べものには行きましようなどの様々な利用ができるように、上尾市全体の図書館のシステムも、本館の更新と一緒に考えていかなくてはいけないというところが、私の意見でございます。

続いて2点目は質問ですが、報告事項3の進路状況についてですが、7ページで、私立の通信制の高等学校への進学率が男女合わせて89名ということで、さらに県外の通信制高校を利用された方が多かったなと感じますが、この県外の通信制高校を利用する傾向にある背景が分かればそれについて伺います。

(瀧澤誠 学校教育部長) 通信制高校は、例えば大宮などの近隣にもたくさんありますが、その本部が例えば鹿児島や、沖縄、東京などのケースがありまして、その学校は県外としてカウントしており、そのような状況でございます。

(内田みどり 委員) 同じページの中で、県内の特別支援学校に進学されていますが、現在特別支援学級に通っている生徒で特別支援学校に進学する方はどのぐらいの割合でいらっしゃるのか伺います。

(武田直美 指導課長) 手元に資料がございませんので、この後確認させていただきます。

(内田みどり 委員) 全員の生徒がどうなったのか気になっておりますので伺いました。最後に、報告事項5について、民間施設のことを気になってしまったのですが、民間施設でこのガイドラインをもって出席扱いということですが、この民間施設からどのように申請を受けるのか、こちらから問いかけていくのか、どこのラインで認定というものではないかもしれませんが、学校とのやりとりができる状態にするのかということについて伺います。

(武田直美 教育センター所長) 申請という形はとっておりません。子供たちが施設に行っているということを学校の報告から把握するということが主でございます。その施設が分かり次第、訪問して、どのようなことを行っているかなどの確認を行っております。現在、市内で把握している民間施設は3か所ございます。

(内田みどり 委員) その3か所の施設については、出席扱いにしますということとその施設と個々に約束されているということでしょうか。

(武田直美 教育センター所長) そのようなことでございます。施設内の状態や、どのようなことを行っているのかについて、聞き取りや見学するなど確認をして持ち帰り協議をしております。

(内田みどり 委員) その民間施設に行った時に、こちらから要望などを出していくということはいかがでしょうか。例えば、ここの部分がガイドラインに沿っていないので、こういうことを提案させていただきたいなどの指導的なものということ民間施設の方に出す予定はありますか。

(武田直美 教育センター所長) このガイドラインを作るにあたって各施設を訪問し、施設の様子や施設の方に話を伺うなどして調査してまいりました。そして、このガイドラインが完成しましたので、今後は、各施設を訪問し、本ガイドラインの説明と、教育委員会としてお願いしたいことをお伝えしていく予定でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長) 補足をしますと、3ページに記載のとおり、このガイドラインは民間設備とその適否を評価したり、お墨付きを与えたりというのではなく、民間施設と学校と本人や保護者とが連携をしながら支援をしていくということが大事なので、その民間施設と連携する際に、私達はこのようなことに留意しながら支援したいと考えているというものですので、それを民間施設の方にお示しして、私どもはこのガイドラインを作ったので、これに沿って支援をしていきたいというようなことをお伝えしていくという形になります。

(小池智司 委員) 報告事項1について、谷島委員の意見と同じで、13ページの検討モデルの比較検証として、リノベーション型、民間施設テナント型、建替型の中で一番リノベーション型がコスト的にも、時間的にも優位性があるということで基本手法として採用されていると捉えました。ただ、1981年からすでに40年以上経過していて、耐用年数を考えればあと約30年というような中で、先程内田委員も言われた通り、今ある建物の中でリノベーションしても、できることが限られてくると思います。コストのことを考えることも重要ですが、例えば今の図書館をリノベーションするにあたって、分館に今の書庫を分散させていくとか、仮の本館を作るかというようなことが必要になる

と思いますが、それを利用して例えば分館の方にあるものをみんな分散したりして、ここには例えば学校施設も絡んでいるので、行政として建替えの考えがあると思いますが、先のことを考えると、建替えも悪くはないのではないかとこのように意見としては出てくると私は思っています。どちらかというと、私としてはリノベーションより、思い切って建替えもありなのではないかとこのように考えております。

もう1点は、報告事項3の中学校卒業予定者の進路状況について、通信制の学校に進学する方が県内と県外とを合わせて133名で全体の約7パーセントとなっています。通信制の学校に通われるという理由として、不登校の生徒が通信制に通うということもあれば、スポーツなどの自分がやりたいことのために通信制に通うということもあると思いますが、その理由のおおよその内訳についてわかれば、あとで教えていただければと思います。

(大塚崇行 教育長職務代理者) まず、報告事項1の図書館に関して、谷島委員からも、小池委員からも意見として出ていますが、13ページにありますこの3つの検討モデルについては、30年で見ていくということですが、現在の本館は30年経過すればもう耐震性能としては駄目になるということで、その先のことを考えていくと、建替型であれば30年経ってもまだその先も合計で60年以上使えるというような形でそのようなコストで考えれば、建替型の方がもう少し長いスパンで考えれば、コストとしても成り立つのではないかと考えております。そのように長い目で見ていただきたいというように思っております。これに関しては実現性と確実性からの検証ということでございますが、堅い考えで、夢がないなというように正直なところ私は思っていました。どうしてもコストの高低を考えて、リノベーション型というところになっていると思いますが、23万都市の図書館として、それにふさわしい空間を考えていくというところでは、今のリノベーション型では耐震性能をもたせて、外装や内装を綺麗にしてということと終わりかなというように思っていました。そういう部分では堅い判断をされたのだなというように思っておりますが、やはり夢を持たせるような計画を立てただけだと、後々のためになるのではないかとこのように感じたので、一つ意見として言わせていただきます。

もう1点は、報告事項5の民間施設における出欠の取り扱いについて、矢野委員が言われたことを私も感じたところで、5ページで、校長先生の裁量が大きいのかなと感じています。ただ先ほどの話ではほとんどが出席扱いにされているということとありますが、同じ民間施設へ違う学校の生徒が通っていた場合に、一方の学校の校長は出席を認めていても、他方の学校の校長がそれを認めないということもなきにしもあらずですので、この部分に関しては教育委員会としても、しっかりと指導するというか、関わりを持って進めていっていただきたいと思っております。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。その他にご意見、ご質問等はございますか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第6 今後の日程報告

(西倉剛 教育長) それでは続きまして「日程第6 今後の日程報告」をお願いします。

(池田直隆 教育総務課長) それでは教育委員の当面の日程のご用意をお願いいたします。次回の定例

会は、4月23日 火曜日の午後3時30分から予定しております。それまでに、4月1日の午後1時30分から新採用・転入教職員等着任式や、4月8日の午前小学校、午後中学校の入学式を予定しています。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 委員の皆様から全体を通してのご意見ご質問等があれば承りますが、いかがでしょうか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

日程第7 議案の審議

(西倉剛 教育長) 事務の都合上、事務局では両部の部長及び次長、教育総務課長のみの出席により審議を行います。それでは、「議案第25号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年度当初人事異動について」説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 教育長の許可をいただき、資料の配布をお願いします。

(西倉剛 教育長) 配布を許可します。資料の配布をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 「議案第25号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年度当初人事異動について」説明いたします。主幹職以上の職員に係る令和6年度当初人事異動案についてお諮りするものでございます。

1ページをお願いいたします。令和6年3月31日付けの発令についてご説明をいたします。退職につきましては、宮田学務課主幹、根本指導課主幹、小高教育センター主幹の3名でございます。

次に出向については、私、小田川、谷川教育総務部次長、角田生涯学習課長、小林中学校給食共同調理場所長が市長部局へ、山内学務課主幹が、選挙管理委員会事務局へ出向となります。

続きまして、令和6年4月1日付け発令についてご説明をいたします。まず他部局からの転入でございますが、教育総務部長の後任に加藤環境経済部付主席副参事が、小林中学校給食共同調理場所長の後任に荻原IT推進課主幹が、山内学務課主幹の後任に吉羽資産税課主幹がそれぞれ転入し、着任いたします。

続いて、教育委員会内の異動でございます。谷川教育総務部次長の後任に池田教育総務課長が、池田教育総務課長の後任に杉木教育総務課主幹が、角田生涯学習課長の後任に白石生涯学習課主幹が、それぞれ昇格、昇任いたします。新たな組織である新しい学校づくり推進室長には、教育総務課深井副主幹が昇格して着任いたします。スポーツ推進課の栗原副主幹及び学務課の澤邊副主幹が、それぞれ主幹に昇格いたします。

最後に、新規採用として、松林東町小学校教頭が指導課主幹兼教育センター主幹として、石橋上尾

中学校教頭が教育センター主幹として採用になります。発令案につきましては以上でございます。

なお、副主幹職以下の職員を含め、全体の異動につきましては、転入が19人、転出が16人、部内異動につきましては、昇格の職員を含めて21人でございます。新規採用は11人、退職は10人で、この採用退職については指導主事の採用退職も含んでおります。これらを含めまして合計で77人の異動規模となります。なお再任用職員の発令は17人、単年度の発令となっており、1年毎の発令となっています。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ただいま、議案第25号について説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) それではないので、これより採決いたします。「議案第25号 教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年度当初人事異動について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第8 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。これをもって、上尾市教育委員会3月定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和6年4月23日 署名委員 小池 智司